

参 考 資 料

関 係 法 令 集

- ・ 諮問事項に係る法令（抜粋）
- ・ 森林審議会に係る法令（抜粋）
- ・ 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱
- ・ 神奈川県森林法施行細則（抜粋）
- ・ 神奈川県森林審議会運営要領
- ・ 林地開発の許可をしようとするときの
 県森林審議会の意見と取扱いについて（H11 諮問）

諮問事項に係る法令（抜粋）

森林法

（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

八 その他必要な事項

3 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

4 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画の案の縦覧等）

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積、同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、農林水産大臣の同意を得なければならない。
- 6 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

森林病虫害等防除法

(昭和二十五年三月三十一日法律第五十三号)

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

- 第七条の五** 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第四項の規定を準用する。

森林法

(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)

(開發行爲の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び**海岸法**（昭和三十一年法律第一百号）**第三条**の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開發行爲（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行爲で、森林の土地の自然的条件、その行爲の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2** 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開發行爲をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開發行爲により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開發行爲をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開發行爲により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開發行爲をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開發行爲により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開發行爲をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開發行爲により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3** 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4** 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5** 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6** 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林審議会に係る法令（抜粋）

森林法

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第六十九条 削除
(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第七十二条 削除
(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるとともに、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）に規定する附属機関の会議の公開並びに附属機関の会議の資料、報告書及び議事録の公表に関する具体的な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を目的として、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するものをいう。

2 この要綱において「懇話会・協議会等」とは、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的として、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により設置するものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (2) 附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

(附属機関の委員の任命)

第4条 委員の任命は、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」に、外国籍県民の登用については、「外国籍県民の懇話会委員等への登用促進指針」に、障害当事者等の登用については、「審議会等への障害当事者等の参画促進要綱」によるものとする。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（市町村長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
- (4) 委員には、県職員及び県職員であった者を任命しないものとする。ただし、法令、条例、規則、規程、告示等に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。
- (6) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、4機関

までとする。

(7) 県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じて委員の公募に努めることとする。

2 前項第5号及び第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

(1) 市町村長、県議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1) 会議の開催は、必要最小限に留める。

(2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3) 審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として、発言者を記載することとする。

なお、議事録の形式は、発言の全内容を記載する議事録又は発言内容を要約する議事録とし、当該附属機関の決定により選択するものとする。

(会議の非公開の決定)

第6条 情報公開条例第25条ただし書の規定により、附属機関が会議を公開しないことを決定する場合は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第7条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項が分かる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第8条 附属機関の庶務を担当する室課所の長（以下「所管室課所長」という。）は、会議が開催される日の1週間前までに、「審議会等の会議開催予定」（様式1）を県ホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合

のほか、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(審議結果等の公表)

第9条 所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「審議（会議）速報」（様式2）を、3週間を目途に「審議（会議）結果」（様式3）を県ホームページに掲載するものとする。

2 前項の「審議（会議）結果」（様式3）には、第5条に規定する議事録を掲載することとする。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて「審議（会議）速報」（様式2）に掲載した「会議の議題及び結果」に準じた議事の概要（以下「議事概要」という。）を掲載することができるものとする。議事概要を掲載する場合は、「審議（会議）結果」（様式3）にその理由を明示するものとする。

3 所管室課所長は、会議が公開とされた場合には、会議の資料を「審議（会議）結果」（様式3）と併せて、県ホームページに掲載するものとする。ただし、資料の掲載が困難であると認められる場合は、所管室課所において資料を保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることより対応できることとする。

4 所管室課所長は、附属機関から、審議等の内容を取りまとめた報告書等が提出された場合は、県ホームページに掲載するものとする。

5 「審議（会議）速報」（様式2）、「審議（会議）結果」（様式3）、会議資料及び報告書等の公表期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度とする。

6 所管室課所長は、附属機関を設置した場合には、名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、速やかに「附属機関の概要」（様式4）を県ホームページに掲載するものとする。

7 前項で掲載した内容に変更があった場合は、速やかに内容を修正するものとする。

8 各様式、会議資料及び報告書等の公表に当たっては、情報公開条例第5条各号に該当する事項の取扱いに十分留意するものとする。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を県ホームページ等で公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得るものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第10条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び委員が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (6) 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

2 法律により設置が義務付けられている附属機関であって、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

(懇話会・協議会等の設置)

第 11 条 懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等において、設置目的、意見聴取等を行う事項及び設置期間並びに構成員の数、選任区分及び選任期間を明らかにするものとする。
- (2) 懇話会・協議会等の構成員（以下「構成員」という。）の数は、15 人以内とする。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、要綱等の策定に当たっては、懇話会・協議会等の名称として、「審議会」、「審査会」、「調査会」等の表現を用いないものとする。また、設置目的等には、「審議」、「諮問」、「答申」、「建議」等の表現を用いないものとする。

（懇話会・協議会等の会議の公開）

第 12 条 懇話会・協議会等の会議の公開は、情報公開条例第 25 条の規定を準用するものとする。

（懇話会・協議会等の構成員の選任等）

第 13 条 構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営等に当たっては、第 4 条（第 1 項第 7 号を除く。）から第 9 条までの規定を準用するものとする。この場合において、第 9 条第 6 項中「〔附属機関の概要〕（様式 4）」とあるのは、「〔懇話会・協議会等の概要〕（様式 5）」と読み替えるものとする。

- 2 構成員の選任に当たっては、原則としてその一部を公募するものとする。
- 3 構成員の公募に当たっては、公募を行う趣旨を踏まえ、第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに同条第 2 項の規定を準用せず、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 県議会議員並びに他の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、選任しないものとする。
 - (2) 当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、運営上やむを得ない場合を除くものとする。
- 4 特別職の地方公務員である委員との区分の明確化を図るため、構成員の選任に当たっては、「委嘱」、「任命」等の公務員の身分を付与する表現を用いないものとする。
- 5 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、懇話会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 構成員に意見を求める場合は、「審議」、「諮問」等の表現を用いないものとする。
 - (2) 構成員から聴取した意見を取りまとめた結果については、「答申」、「建議」等の表現を用いないものとする。
- 6 懇話会・協議会等の見直しに当たっては、第 10 条第 1 項を準用するものとする。

（全庁的調整）

第 14 条 人事課長は、附属機関の設置及び運営に関し、また、行政管理課長は、懇話会・協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の全庁的な調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の任命又は構成員の選任に関すること。
- 2 各局総務室長等は、前項各号に規定する事項について、局内の調整を行うものとする。
- 3 所管室課所長は、委員の任命に当たり、第3条第2号ただし書並びに第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号に該当する場合には、総務室長等を通じて、人事課長に事前相談を行うとともに、任命するときは、総務室長等及び人事課長に回議するものとする。ただし、人事課長が別に指定した場合はこの限りではない。
- 4 所管室課所長は、構成員の選任に当たり、第13条第1項において準用する第4条第1項第4号ただし書に該当する場合には、総務室長等を通じて、行政管理課長に事前相談を行うものとする。
- 5 各局総務室長等は、行政管理課長が別に依頼するところにより、毎年4月1日現在の附属機関並びに懇話会・協議会等の設置及び運営の状況並びに委員及び構成員の状況について、報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年9月5日から施行する。
(通知の廃止)
- 2 昭和58年2月4日付け行第7号総務部長通知は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第4条(第8条において準用する場合を含む。)については、附属機関及び懇話会・協議会等の委員・構成員の次期改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 13 条第 2 項の適用については、構成員の次期改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条第 1 項第 4 号(第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。)の県職員であった者への適用並びに第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定については、委員及び構成員の次期改選期から適用する。
- 3 第 13 条第 3 項第 1 号の規定については、構成員の次期改選期から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行する。

神奈川県森林法施行細則（抜粋）

（審議会の委員）

第1条 神奈川県森林審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数は、15人以内とする。

（審議会の会議）

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第3条 審議会の庶務は、環境農政局緑政部森林再生課において処理する。

（会長への委任）

第4条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

神奈川県森林審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第68条の規定に基づき、神奈川県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(職務代行者)

第2条 法第71条第3項の規定に基づき、会長はその職務を代行する者をあらかじめ委員の中から指名するものとする。

(議事録)

第3条 審議会の議事については、議事録を作成して保管して置かなければならない。

2 議事録には、議長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則 この要領は昭和51年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は平成11年 6月 1日から施行する。

附 則 この要領は平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は平成26年 4月 1日から施行する。

諮問事項 第2

林地開発の許可をしようとするときの
県森林審議会の意見の取扱いについて

林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについて(案)

森林法第10条の2第1項の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林の開発行為の許可をしようとするもののうち、1件10ヘクタール未満の林地開発行為については、許可後、森林審議会に報告することにより、森林法第10条の2第6項の規定による森林審議会の意見を聴取したことに替えることができるものとする。

1 地方分権一括法について

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日公布）に基づき森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の改正が行われた（平成12年4月1日施行）。
- この改正により、同法第10条の2の林地開発許可については、国の機関委任事務から自治事務となり、現行の通達は、拘束力がなくなり、通達に替わって県の主体的判断により基準を定めることが必要となった。

<改正前>

<改正後>

機関委任事務

自治事務

自治事務とは、自治体が主体的に処理すべき事務で、
機関委任事務には認められなかった条例制定権が法令に反しない限り認められる。

2 これまでの森林審議会への諮問の取扱い

☆ 平成3年4月26日 森林法（昭和26年6月26日 法律 第249号）の改正

第10条の2第6項

都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。

* 第1項の許可とは、「林地開発許可」をいう。

↓

☆ 平成3年7月25日 「開発行為の許可基準の運用細則について」の改正

（昭和49年10月31日 49林野治第2521号
林野庁長官から各都道府県知事あての通達）

<要旨>

都道府県森林審議会の意見の聴取に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞いて、個別事案について意見の聴取を要しない基準を定め、この基準に該当する場合には個別に森林審議会の意見を聴取しないこととして差し支えない。

↓

☆ 平成3年9月11日の神奈川県森林審議会の議決を受けて次のとおり基準を定めた。

林地開発許可に係る取扱いについて（基準）

<要旨>

1件10ヘクタール未満の行為については、許可後、森林審議会に報告することにより、同条第6項の規定による神奈川県森林審議会の意見に替えることができるものとする。（森林審議会の議決）

↓

開発行為にかかわる森林の土地の面積が10ヘクタール以上の場合、森林審議会へ諮問する。（林地開発事務取扱要領）

3 都道府県の森林審議会への諮問状況と今後の取扱い

- 全ての都道府県において、森林審議会へ諮問する面積を基準を設けている。

区 分	都道府県数	関東地区の該当都県
20ha 以上	2	
10ha 以上	38	埼玉、茨城、栃木、群馬、 千葉、 神奈川
5ha 以上	7	東京都

- 他都道府県において、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き同様の取扱いとする予定である。

4 法的解釈(県の顧問弁護士の見解)

- 森林審議会で論議され、その結果、10ha 未満の開発行為について、包括的報告をもって意見を聞いたとする判断が決定されれば、その取扱いに基づいて県が手続きを実施したとしても、法的な瑕疵はないものと考えられる。

5 林地開発の許可実績と見通し

(単位：件)

面 積	10ha 未満	10ha 以上	計
年 度			
平成 7 年度	3		3
平成 8 年度	6		6
平成 9 年度	4		4
平成 10 年度	2	1	3
平成 11 年度	4		4
計	19	1	20
平成 12 年度 (予定)	4	4	8

平成12年3月30日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

神奈川県森林審議会
会長 岩本 直通



神奈川県地域森林計画の一部変更及び林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについて（答申）

平成12年3月24日付け林第387号をもって諮問のありました標記について当審議会において審議した結果、諮問のとおりで差し支えありません。

なお、今回の諮問事項のうち、林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについては、以下の事項に留意してください。

- 1 今回の答申では、1件10ヘクタール未満の林地開発行為については、許可後に県森林審議会に報告することにより意見の聴取に替えることができることとしますが、その際の面積要件については将来的には状況に応じた見直しができるよう配慮してください。